

令和6年度北広島町行政区長会議次第

日 時：令和6年4月17日（水）9：30～
場 所：豊平支所 2階大会議室

1. 開 会
町民憲章唱和
2. 町長あいさつ
3. 北広島町執行体制及び課長等の紹介
4. 報告・依頼事項
○令和6年度当初予算・財政状況
○各課からのお知らせ
5. 意見交換
6. その他
7. 閉 会

北広島町町民憲章

私たちは、先人たちの思いを受け継ぎ、源流域の自然と田園文化が息づく北広島町で暮らすことに誇りを持ち、平和で豊かな郷土を築くためにこの憲章を定めます。

- 一. 自然の恵みを大切にし、生かし、美しく住みよい町をつくります。
- 一. 伝統を大切にし、文化を高め、次世代につながる町をつくります。
- 一. 人を大切にし、互いを認め、思いやりのある町をつくります。
- 一. 地域の産業を大切にし、希望あふれる町をつくります。
- 一. 健康を大切にし、笑顔が輝く、活力ある町をつくります。

(平成27年2月1日制定)

令和6年度北広島町行政区長会議次第

日 時：令和6年4月17日（水）13：30～
場 所：北広島町まちづくりセンター
きたひろホール

1. 開 会
町民憲章唱和
2. 町長あいさつ
3. 北広島町執行体制及び課長等の紹介
4. 報告・依頼事項
 - 令和6年度当初予算・財政状況
 - 各課からのお知らせ
5. 意見交換
6. その他
7. 閉 会

北広島町町民憲章

私たちは、先人たちの思いを受け継ぎ、源流域の自然と田園文化が息づく北広島町で暮らすことに誇りを持ち、平和で豊かな郷土を築くためにこの憲章を定めます。

- 一. 自然の恵みを大切にし、生かし、美しく住みよい町をつくります。
- 一. 伝統を大切にし、文化を高め、次世代につながる町をつくります。
- 一. 人を大切にし、互いを認め、思いやりのある町をつくります。
- 一. 地域の産業を大切にし、希望あふれる町をつくります。
- 一. 健康を大切にし、笑顔が輝く、活力ある町をつくります。

(平成27年2月1日制定)

令和6年度北広島町行政区長会議次第

日 時：令和6年4月23日（火）9：30～

場 所：芸北文化ホール 多目的ホール

1. 開 会
町民憲章唱和
2. 町長あいさつ
3. 北広島町執行体制及び課長等の紹介
4. 報告・依頼事項
 - 令和6年度当初予算・財政状況
 - 各課からのお知らせ
5. 意見交換
6. その他
7. 閉 会

北広島町町民憲章

私たちは、先人たちの思いを受け継ぎ、源流域の自然と田園文化が息づく北広島町で暮らすことに誇りを持ち、平和で豊かな郷土を築くためにこの憲章を定めます。

- 一. 自然の恵みを大切にし、生かし、美しく住みよい町をつくります。
- 一. 伝統を大切にし、文化を高め、次世代につながる町をつくります。
- 一. 人を大切にし、互いを認め、思いやりのある町をつくります。
- 一. 地域の産業を大切にし、希望あふれる町をつくります。
- 一. 健康を大切にし、笑顔が輝く、活力ある町をつくります。

(平成27年2月1日制定)

令和6年度北広島町行政区長会議次第

日 時：令和6年4月23日（火）13：30～

場 所：大朝地域づくりセンター 1階集会室

1. 開 会
町民憲章唱和
2. 町長あいさつ
3. 北広島町執行体制及び課長等の紹介
4. 報告・依頼事項
 - 令和6年度当初予算・財政状況
 - 各課からのお知らせ
5. 意見交換
6. その他
7. 閉 会

北広島町町民憲章

私たちは、先人たちの思いを受け継ぎ、源流域の自然と田園文化が息づく北広島町で暮らすことに誇りを持ち、平和で豊かな郷土を築くためにこの憲章を定めます。

- 一. 自然の恵みを大切にし、生かし、美しく住みよい町をつくります。
- 一. 伝統を大切にし、文化を高め、次世代につながる町をつくります。
- 一. 人を大切にし、互いを認め、思いやりのある町をつくります。
- 一. 地域の産業を大切にし、希望あふれる町をつくります。
- 一. 健康を大切にし、笑顔が輝く、活力ある町をつくります。

(平成27年2月1日制定)

令和5年度 募金等の集金状況及び報告

○各団体から依頼を受けてお願いした募金等活動状況は、次のとおりです。大変ありがとうございました。

団体名	募金等名称	募金等総額(円)	募金等依頼時期	募金等の用途	関係課	R4実績(円)
北広島町公衆衛生推進協議会	会費	1,513,800	4月	不法投棄パトロール等の活動費、研修費及び協議会の事務費、運営費	環境生活課	1,538,700
北広島町公衆衛生推進協議会	環境・健康募金	1,002,850	4月	不法投棄パトロール等の活動費、研修費及び協議会の事務費、運営費	環境生活課	1,020,050
日本赤十字社広島県支部 北広島町分区 (北広島町社会福祉協議会)	会費	2,549,543	5月	災害救護、国際活動、講習普及、青少年活動、医療事業、血液事業	福祉課	2,613,914
北広島町青少年育成推進協議会	会費	508,600	6月	こども110番ステッカー、青少年育成キャンプ、家庭教育講演会	生涯学習課	518,700
北広島町社会福祉協議会	会費	2,580,500	7月	「お互い様」や「支え合い」による地域づくり福祉事業(広報紙、福祉車両貸出、会議や研修費用など事業活動費)	福祉課	2,606,500
北広島町防犯組合	会費	522,600	8月	4支部へ配分 各支部において、防犯灯設置補助	総務課	528,100
北広島町共同募金委員会 (北広島町社会福祉協議会)	赤い羽根 共同募金	3,855,045 (内戸別2,960,350)	10月	お互い様の社会づくり、寄附文化の発展を目指す福祉活動を行う団体へ助成	福祉課	3,766,760 (内戸別2,935,750)

○北広島町行政区長の設置に関する規則

平成17年2月1日規則第9号

改正

平成19年3月26日規則第5号

北広島町行政区長の設置に関する規則

(設置)

第1条 この規則は、町と地域間の連絡調整等に関する業務の円滑化を図るため、町内の行政区に北広島町行政区長（以下「行政区長」という。）を置く。

(業務及び推薦)

第2条 町長は、次に掲げる業務を円滑に行うため、行政区を通じてこれを行う。

- (1) まちづくり等住民自治意識の高揚及び実践活動に関すること。
- (2) 各種調査及び報告に関すること。
- (3) 各種募金等に関すること。
- (4) 各種委員等の推薦に関すること。
- (5) 町と地域との連絡調整に関すること。
- (6) 町長が特に必要と認めた事務処理に関すること。

2 行政区は業務を処理するため、行政区の代表者を行政区長として、町長に推薦するものとする。

(委嘱)

第3条 町長は、行政区から推薦された者を行政区長として委嘱する。

(任期)

第4条 行政区長の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠により委嘱された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬等)

第5条 行政区長の報酬等の支給については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年北広島町条例第34号）の定めるところによる。

(補則)

第6条 この規則で定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行により新たに委嘱される行政区長の任期は、平成17年3月31日までとする。

附 則（平成19年3月26日規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

令和6年度 当初予算 及び財政状況について



財政政策課

令和6年度当初予算の概要

《令和6年度当初予算編成の基本方針》

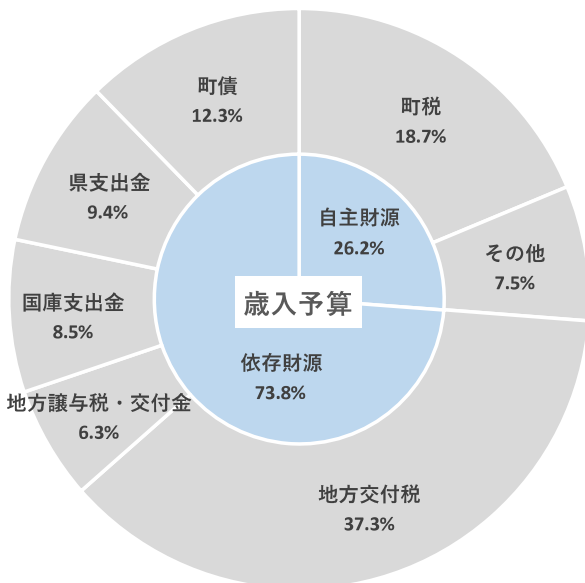
令和6年度当初予算の編成に当たっては、国際的な原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー価格の高騰などの厳しい環境においても、財政の健全化を保持し、将来にわたり持続可能な財政基盤を構築するとともに、目まぐるしく変化する社会情勢や新たな行政課題を的確に捉えつつ、中長期的な視点に立ったうえで、各種施策が現世代及び将来世代にわたって効果が発揮されるよう、「第2次北広島町長期総合計画(改訂版)」「第2期北広島町総合戦略」に掲げる事業を着実に実施していくための財源を捻出したうえで、各種施策を積極的に進めるための予算配分を行った。

令和6年度当初予算の概要

一般会計予算	155億4,000万円 (対前年度 +2億2,000万円 +1.4%)
特別会計予算	58億6,450万円 (対前年度 ▲68,500万円 ▲10.5%)
<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険特別会計 介護保険特別会計 電気事業特別会計 芸北財産区特別会計 診療所特別会計 後期高齢者医療特別会計 	22億2,400万円 30億5,900万円 5,400万円 50万円 1億6,600万円 3億6,100万円

令和6年度 当初予算の概要

■一般会計当初予算 155億4,000万円（歳入）

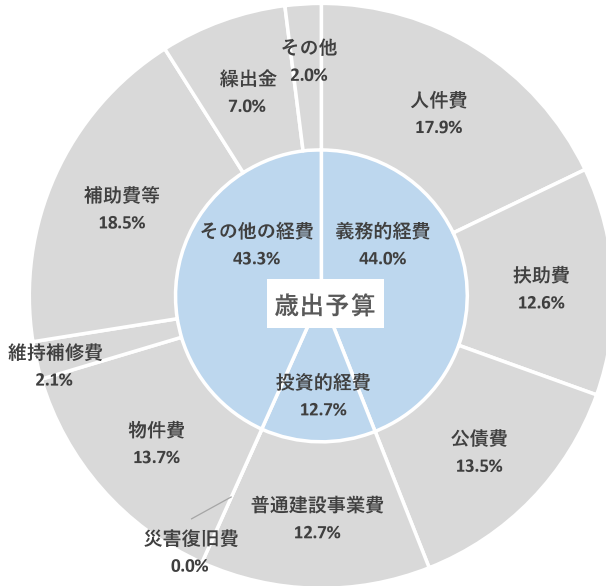


自主財源	町税	29億574万円
	その他	11億6,519万円
	小計	40億7,093万円
依存財源	地方交付税	58億円
	地方譲与税・交付金	9億6,762万円
	国庫支出金	13億2,799万円
	県支出金	14億5,656万円
	町債	19億1,690万円
	小計	114億6,907万円
合計		155億4,000万円

その他内訳	7.5%
繰入金	3.1%
分担金及び負担金	0.2%
使用料及び手数料	1.2%
財産収入	0.3%
寄附金	0.8%
繰越金	0.0%
諸収入	1.9%

令和6年度 当初予算の概要

■一般会計当初予算 155億4,000万円（歳出）



義務的経費	人件費	27億8,778万円
	扶助費	19億5,323万円
	公債費	20億9,848万円
	小計	68億3,949万円
投資的経費	普通建設事業費	19億7,034万円
	災害復旧費	0万円
	小計	19億7,034万円
その他経費	物件費・維持補修費	24億5,082万円
	補助費等	28億7,405万円
	繰出金	10億9,551万円
	その他	3億 979万円
	小計	67億3,017万円
合計		155億4,000万円

令和6年度 当初予算の主要施策

I 活力ある産業の創造と成長	予算額(万円)	担当課
・農業振興事業(お米のまち北広島町ブランディング事業等)【継続】 ※国交付金	1, 349	農林課
・中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払事業【継続】 ※国・県交付金	52, 641	
・水田農業推進対策事業(産地パワーアップ事業等) 【一部新規】	4, 128	
・林業振興対策事業(新たな森林の価値創造事業等)【継続】 ※森林環境譲与税	7, 737	
・地域活性化起業人活用事業【継続】	560	商工観光課

令和6年度 当初予算の主要施策

Ⅱ にぎわいと活気に満ちたまちづくり	予算額(万円)	担当課
・子育て世代包括支援センター事業(ネウボラ)【継続】	660	こども家庭課
・大朝小学校改修事業【新規】 ※地方債	19,246	教育課
・農山村体験推進事業関係補助金・いなか体験サポート事業補助金【継続】	1,271	商工観光課
・スポーツフェスタ開催事業【継続】	130	まちづくり推進課
・チャレンジデー開催事業【継続】	50	

令和6年度 当初予算の主要施策

Ⅲ 安心して元気に暮らせる地域の創出	予算額(万円)	担当課
・出産・子育て応援事業【継続】	915	こども家庭課
・乳幼児等医療費支給事業【継続】	4,020	町民保健課
・元気づくり推進事業【継続】	2,979	
・健康診査事業(アピアランスケア事業等)【一部新規】	4,237	
・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業【継続】	1,048	
・通所、通院費補助事業【継続】	600	福祉課

令和6年度 当初予算の主要施策

IV 生活基盤の強化・強靱化	予算額(万円)	担当課
・地域コミュニティ拠点施設整備事業【新規】 ※団体助成金、地方債	4,311	まちづくり 推進課
・都市計画マスタープラン及び立地適正化計画【新規】	1,600	建設課
・路面性状調査事業【新規】	663	
・道路新設改良事業【継続】 ※国交付金、地方債	12,736	
・流域治水事業【新規】 ※地方債	2,220	

令和6年度 当初予算の主要施策

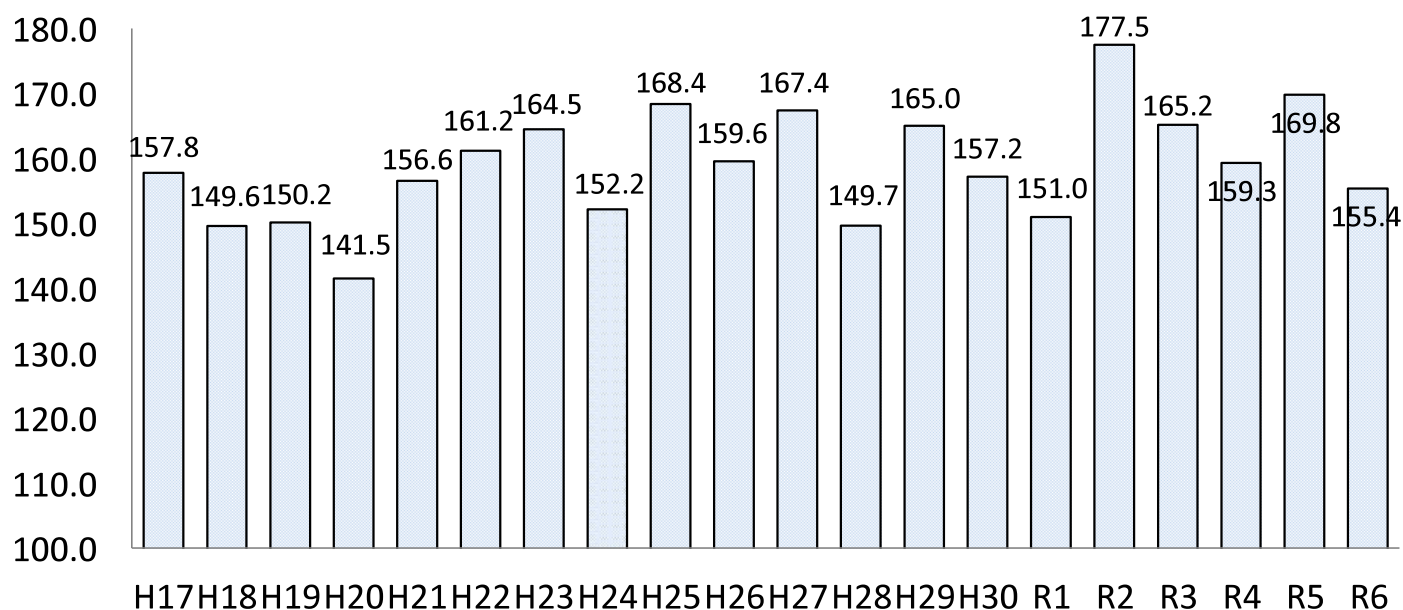
IV 生活基盤の強化・強靱化	予算額(万円)	担当課
・新エネルギー等普及啓発事業(ゼロカーボン推進事業)【継続】 ※国交付金	6,062	環境生活課
・消防本部・本署庁舎整備事業【継続】 ※地方債	80,936	消防本部
・防災ハザードマップ作成事業【新規】	878	危機管理課

令和6年度 当初予算の主要施策

V 住民のための行財政運営	予算額(万円)	担当課
・合併20周年記念事業【継続】	26	総務課
・ふるさと寄附事業【継続】	5,142	まちづくり 推進課
・きたひろ学び塾事業【継続】	110	
・地域づくり交付金事業【継続】	2,541	
・地域施工支援事業【継続】	600	建設課

北広島町の財政状況(決算額の推移)

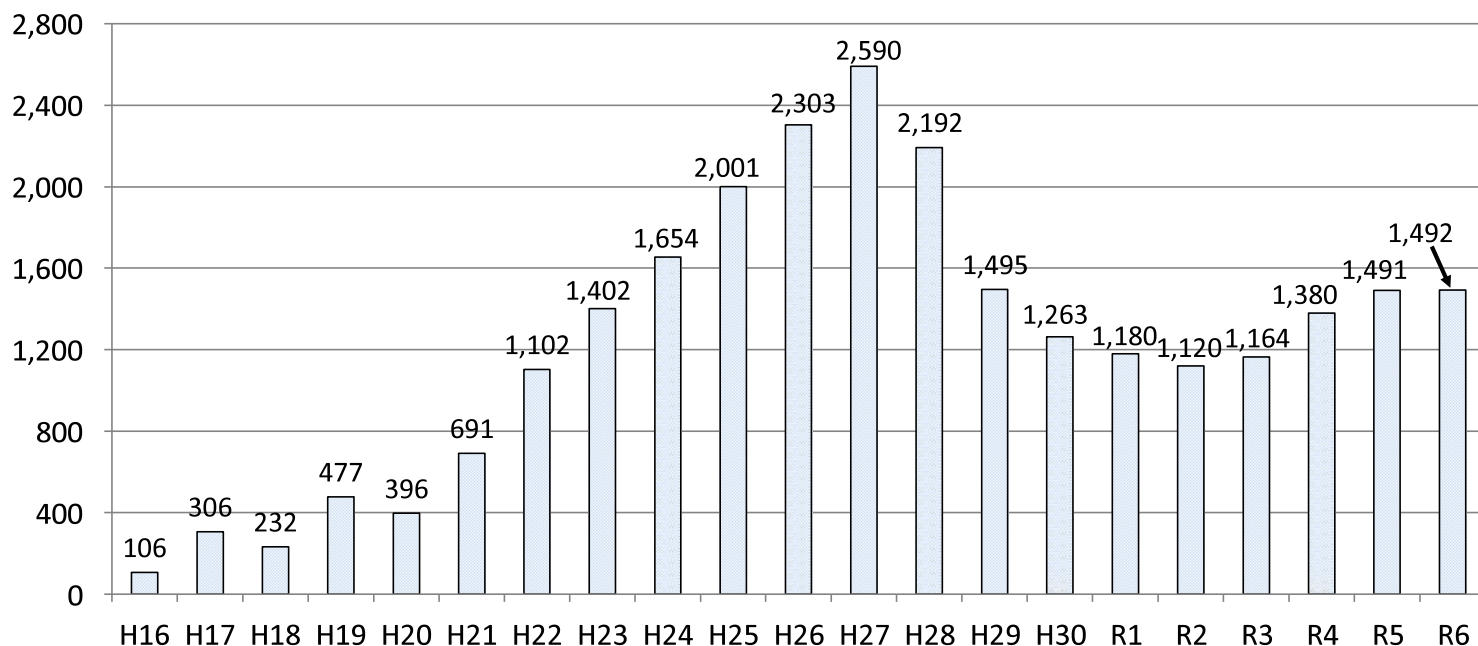
(単位:億円)



※H17～R4は決算額。R5は最終予算額。R6は当初予算額

北広島町の財政状況(財政調整基金の状況)

(単位:百万円)



※H16～R4は決算額。R5は最終予算額。R6は当初予算額。

財政健全化の取り組み

引き続き、人件費や事務的経費等内部管理経費の削減を進めます。

「公共施設等総合管理計画」の方針に基き、町が保有する公共施設の廃止や統合などを含めスリム化を図り、財政負担の軽減を図りながら行政サービスの維持を図っていきます。

投資的事業の削減や平準化による歳出抑制、公債費の低減を図っていきます。

令和6年度 北広島町地域活動・支援事業一覧

補助金名称	防犯灯設置補助金	北広島町自主防災組織補助金	がんばる地域応援補助金	コミュニティホーム整備費補助金	資源ごみリサイクル町民総ぐるみ運動事業
担当課	総務課	危機管理課	まちづくり推進課	まちづくり推進課	環境生活課
要 旨	地域住民の生活と安全を守るため、地域住民組織が設置する防犯灯の経費の一部を補助する。	災害に強い町づくりを推進するために、地域住民が自主的に設立した防災組織に対して、設立経費及び資器材購入に要する経費について補助する。	地域の課題を解決することや地域の特性を生かした魅力ある元気な地域づくりを推進するため、地域住民が主体的に企画立案し、地域振興活動に取り組む地域に対して補助する。	新しいコミュニティづくりと魅力あるふるさとづくりを推進するため、地域住民自らが行うコミュニティホーム整備事業に要する経費に対し補助金を交付する。	廃棄物の減量化、再資源化を目的とし、リサイクル運動を行うことにより住民の環境意識の向上を図る。
補助対象経費	防犯灯の新設及びLEDへの転換に要する経費	①自主防災組織の設立経費 ②資器材購入経費	①事業計画の策定経費 ②新たな地域振興活動経費	①建物の新築工事費 ②建物の増改築工事費（30万円以上） ③建物の維持補修及び同一敷地内の舗装工事費（30万円以上） ④建物の取得に要する経費及び当該建物の増改築又は維持補修に要する経費	ごみのリサイクル運動の経費
補助金額	1灯につき5,000円を限度とし、予算の範囲内とする。	①自主防災組織の設立経費（10,000円＋防災組織構成世帯数に200円を乗じた額）とし、予算の範囲内で交付。 ②資器材購入経費（50,000円＋防災組織構成世帯に1,000円を乗じた額）とし、予算の範囲内。	1団体あたり1回に限り9万円（上限）とし、予算の範囲内。町長が必要と認めた場合は、複数回の交付をすることができる。	補助対象経費の2分の1とし、予算の範囲内。 「上限」 ・新築工事 800万円 ・増改築及び維持補修工事 300万円、うち舗装にかかる経費部分 100万円 ・施設の取得経費 200万円	新聞・雑誌・紙バック等の古紙 アルミ缶 スチール缶 ペットボトル 衣類 びん類 廃食油 に対し1キログラムあたり7円の助成。
備 考		資器材購入費が補助金額を下回る場合は、資器材購入費の額が上限			
6年度当初予算額（万円）	50	18	9	385	255

令和6年度 北広島町地域活動・支援事業一覧

補助金名称	結婚支援イベント補助金	森づくり事業 (交付金事業)	有害鳥獣対策 (被害防止・捕獲促進)	地域施工支援事業
担当課	こども家庭課	農林課	農林課	建設課
要 旨	少子化対策の一環として、独身者の結婚促進のため、結婚支援活動を開催する団体を支援する。	①里山林などの保全活用に関する取組を支援する。 ②緑と触れ合う場を活用した交流を促進する取組を支援する。	有害鳥獣による農作物などへの被害を防止するため、 ①耕作地への侵入を防止する ②有害獣捕獲を促進する取組を支援する。	国または県の補助対象事業とならない町道、農道、林道、橋梁、公共性の高いかんがい施設の改良、修繕、災害復旧工事、土地改良事業、治山事業について、事業を行う者に対し、その要する経費について補助金の交付、又は原材料を支給する。
補助対象経費	20歳以上の独身男女を集め、町内会場で婚活イベントを開催する団体に対する、飲食費や宿泊費を除く必要経費。	①里山林保全活用支援事業 森林整備活動に必要な経費、資材、器具購入費等 ②森林・林業体験活動支援事業 森林をテーマに実施する学習会や体験活動の運営費等	①有害獣被害防止事業 トタン・電気柵等の資材費(購入費:3万円超のもの) ②有害鳥獣捕獲促進事業 囲いわな(固定式)10万円以上 箱わな(移動式)5万円以上 小型箱わな5千円以上のわな購入費 ○狩猟免許取得に要する経費	①地元住民が請負い実施する、道路・水路・災害復旧他の改良・修繕等に要する工事費補助金については事業費10万円以上のものであること。 ②地元住民が直接実施する工事に要する原材料費
補助金額	必要経費の100%以内。 1団体につき年間60万円を上限とし、予算の範囲内とする。	①、②共に 事業費の100%以内 限度額:50万円以内	①有害獣被害防止事業 補助率:10分の3以内 ②有害鳥獣捕獲促進事業 囲いわな(固定式) 補助率:10分の5以内 箱わな(移動式) 補助率:10分の5以内 小型箱わな 補助額:5千円/個 ○狩猟免許取得補助 補助額:1万円/人	1事業につき補助金は20万円、原材料費は10万円を限度額とする。また、補助金については補助対象工事費の4割～5割を補助する。ただし、道路、水路、頭首工、ため池については、受益戸数が2戸以上であること。
備 考			(補助限度額) ①有害獣被害防止事業 限度額:5万円(個人) 限度額:10万円(集落ぐるみ)※複数の農家で取組む場合を含む ②有害鳥獣捕獲促進事業 囲いわな(固定式) 限度額:10万円/基 箱わな(移動式) 限度額:5万円/基	(補助率) 道路・橋梁⇨工事費の5割 水路等(新設)⇨工事費の4割 水路等(災害)⇨工事費の4割 農地(災害)⇨工事費の5割 土地改良⇨工事費の4割 治山(災害)⇨工事費の5割
6年度 当初予算額 (万円)	72	2,095	423	600

令和6年度 各課からのお知らせ

広島県北広島町

■総務課	1
■危機管理課	8
■管財課	10
■税務課	12
■町民保健課	15
■環境生活課	16
■農林課	22
■商工観光課	23
■教育委員会 教育課	24

【お知らせ・依頼事項】

行政区長の主な業務・報酬等につきましては次のとおりです。
地域との連携のため、ご協力をお願いします。

(1) 行政区長の主な業務内容

① 文書配布業務について

シルバー人材センターの受託員から配布文書が届く日（毎月第3金曜日）

4/19	5/17	6/21	7/19	8/16	9/20
10/18	11/15	12/20	1/17	2/21	3/21

前日の木曜日に、行政区ごとの袋詰め作業を行っています。

配布部数・回覧枚数の変更がある場合は、本庁総務課又は各支所住民係へ電話でお知らせください。

文書の持ち込みのための準備もありますので、第2金曜日までに連絡された場合は当該月から変更が可能です。

② 団体からの会費・募金等の集金について

合併前の旧4町で、役場が事務局をしている団体や公共的団体については、行政区を通じて会費・募金等を集金していただいていた実態がありました。

町民が相互に協力し、地域福祉を推進するという観点からも、「行政区長の設置に関する規則」の中で区長業務として位置付けさせていただいています。

また、会費・募金等の一部は、地域に分配され、地域活動支援に利用されていますので、今後も集金のご協力をお願いします。（区長会資料1ページに記載）

(2) 報酬・配布業務委託料

① 行政区長報酬

区分	年報酬額	四半期ごと支払額	源泉後
100世帯以上の行政区	85,000円	21,250円	20,600円
10世帯以上100世帯未満〃	65,000円	16,250円	15,753円
10世帯未満の行政区	55,000円	13,750円	13,329円

支払日：支払日が土・日・祝日にあたる時はその前日

区分	支払日	区分	支払日
4～6月分	R6. 6. 14	7～9月分	R6. 9. 13
10～12月分	R6. 12. 13	1～3月分	R7. 3. 14

※口座振替依頼書に記入されている口座に振り込みます。

②行政文書配布業務委託料

委託料：1件2,400円／年

四半期（3か月）ごとに配布部数実績に応じて支払い。支払日が土・日・祝日にあたるときはその翌日

区分	支払予定日	区分	支払予定日
4～6月分	R6.7.10	7～9月分	R6.10.10
10～12月分	R7.1.10	1～3月分	R7.4.10

※請求書に基づいて支払いをするため、お配りしています請求書（4～6月分）に記入・押印のうえ、返信用封筒で提出をお願いします。（4月30日までに）

（金額は入れないでください。訂正する場合は必ず訂正印を押してください。）

その他3枚は、7月の振込を確認後、口座振替先等を町で記入して7月の区長配布日に同封しますので、押印して提出をお願いします。

(3)行政区長名簿の外部提供

区長名簿については、個人情報保護等の観点から原則提供しないことが基本的な考え方ですが、学校、社会福祉協議会、シルバー人材センター、各地域協議会等の公的・公共的機関・団体等については、業務の性質上、各行政区長との関わりや通知・依頼事項もあるため、名前・住所・電話番号の提供についてご了解をお願いします。

その他、例えば、電柱移転工事や住宅建築、水利関係の確認等、民間事業者が工事をする場合、「関係行政区長に事前説明をするため名前を教えてほしい」と求められる場合が多く、名前と電話番号の提供についてご了解をお願いします。

提供を希望される場合は、個人情報外部提供申請書の提出が必要です。

営利団体に提供しないことはこれまでどおりです。

(4)合併20周年記念事業について

令和6年度は北広島町が誕生して20年を迎えます。この記念の年をお祝いするにあたり、テーマを公募により決定しました。

テーマ：北広島町合併20周年記念「20周年の風 ～歩んでいこう どこまでも～」

このテーマを令和6年度に開催されるいろいろなイベント・行事等の冠として活用していただき町内外に発信していきたいと思っています。使用にあたっては、事前に使用申請をしていただきますようお願いいたします。（申請者ホームページに掲載）

また記念式典は11月10日（日）に開催予定です。

(5)令和6年度伝送路同軸設備撤去について

「旧きたひろネット」の設備（同軸ケーブル・整備した電柱など）の撤去を令和6年度に実施します。町内全域での作業となり、各家庭付近で工事車両の往来なども想定されますので、令和7年3月末の事業終了予定期間までご協力をお願いいたします。

令和6年度行政組織・機構について

令和6年度行政組織・機構について、効率的な行財政運営の推進、総合的にまちづくりを推進する組織体制及び子育て施策への対応等を重点的な視点として見直しを行いました。

1. 子育て支援体制の強化

○国及び町の重要施策である子育て支援体制の強化のため、「こども家庭センター」を設置し、「こども家庭課」を新設しました。これに併せ、福祉課、保健課、町民課の組織・業務を再編し名称変更しました。

こども家庭課 (きたひろこども家庭センター)	子育て支援係 (ネウボラ、母子保健 等)
	児童保育係 (保育所、児童手当 等)
福祉課	福祉係 (障害者福祉、生活保護 等)
	地域介護係 (介護予防、地域包括支援センター 等)
	介護保険係 (介護保険 等)
町民保健課	住民係 (住民基本台帳、戸籍、国民健康保険 等)
	健康増進係 (健康増進、成人保健 等)

2. 教育委員会事務局の再編

○学校教育と社会教育・生涯学習が一体となり地域における学び（コミュニティスクール、地域学校協働活動等）を推進していくため、学校教育課と生涯学習課を統合し、**教育課**としました。

教育課	学校総務係 (学校施設、就学、学校給食 等)
	学校指導係 (学校指導、生徒指導、教職員人事 等)
	ふるさと夢プロジェクト係 (生涯学習、文化財 等)

即時放送の登録手順

【注意事項】

放送登録できる電話機はトーン式の電話に限ります。
黒電話やパルス式電話機からは登録が行えません。
切替器が付いている電話機の場合はトーン式に切り替えてください。

電話をかける。 (082-208-2222)

* ボタンを押してください

入力



①暗証番号の入力 (番号3桁と#を押す)
シャープ



②地区番号の入力 (番号3桁と#を押す)
シャープ

※必ず3桁の番号と#を入力してください。
シャープ

話す



③内容を話す。(5分以内)

※“ピー”という発信音の後にお話してください。
話終わったら④へ



入力



④録音確認 (0と#を押す)
シャープ



⑤登録 (1と#を押す)
シャープ

⑥電話を切る。(終了)

※途中で電話を切った場合、
放送は行われません。

日時指定放送の登録手順

【注意事項】

放送登録できる電話機はトーン式の電話に限ります。

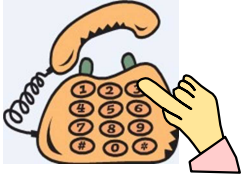
黒電話やパルス式電話機からは登録が行えません。

切替器が付いている電話機の場合はトーン式に切り替えてください。

電話をかける。 (082-208-2222)

* ボタンを押してください

入力



①暗証番号の入力 (番号3桁と#を押す)
シャープ



②地区番号の入力 (番号3桁と#を押す)
シャープ

※必ず3桁の番号と#を入力してください。

シャープ

話す



③内容を話す。(5分以内)

※“ピー”という発信音の後にお話してください。

話終わったら④へ



④録音確認 (0と#を押す)
シャープ



⑤日時設定 (2と*と日時分と#を押す)
こめ シャープ

例:(2*081730#) = 8日17時30分



※登録日から最大28日後まで登録できます。

⑥登録 (2と#を押す)
シャープ

⑦電話を切る。(終了)

※途中で電話を切った場合、
放送は行われません。

注 意 事 項

- ◆途中で電話を切った場合には、放送は行われません。
- ◆入力操作はガイダンス後、10秒以内に入力しないと電話が切れるようになっています。
- ◆暗証番号（3桁）を間違った場合は、一度電話を切ってやり直してください。
- ◆地区番号（3桁）を間違った場合は、電話を切らずに3回までやり直しが行えます。
（但し、「#」を押さないと10秒後に電話が切れます。）
- ◆日時指定登録は、登録を行う日から最大28日後まで登録できます。
（正しい入力でない場合には無効を伝えるガイダンスが流れます。）

【 日時入力の例 】

日にち : 1日=01 / 15日=15
時間 : 午前9時=09 / 午後8時=20
分 : 00～59 まで ちょうどの場合は=00

- ◆午前3時から5分間はメンテナンス中の時間帯のため登録をお避けください。

グループ告知放送の利用について

グループ放送は、地域行事等の自治・地域活動に関する放送を行うことができます。
自宅の電話から操作でき、NTT、IP電話、携帯電話のどれでも可能です。

(黒電話等のパルス式電話機は対応していません)

簡単な操作で地域の方にお知らせを伝えることができるので、積極的な活用をお願いします。

1. グループ告知放送の申込み

- ①グループ告知放送利用申込書（別紙）を役場総務課へ提出してください。
- ②役場総務課から地区番号と暗証番号を通知します。

2. 放送の方法

別紙の登録手順書を参考にしてください。

3. 放送のきまり

きまりを守って160字以内で簡潔・明瞭に放送してください。

○放送してはならないもの

- ・ 私的な内容
- ・ 基本的人権を侵害する内容
- ・ 政治性のある内容又は選挙運動に関する内容
- ・ 広告放送など営利を目的とする内容
- ・ 宗教性のある内容又は迷信若しくは非科学的な内容
- ・ 社会問題についての主義主張に関する内容
- ・ 内容又は責任の所在が不明なもの
- ・ 青少年保護及び健全育成の観点から適切でない内容
- ・ 公序良俗に反する内容又はそのおそれのある内容

○放送内容原稿を、放送した日から2週間後までに役場総務課へ送付してください。
(様式は問いません)

4. 放送の時間帯

○定時放送時間帯以外の時間帯に利用してください。

- 注) 定時放送時間 朝 6時30分から
昼 12時30分から
夜 19時30分から

目 標

『災害に備えた施設整備と地域体制強化』

取組み

- まちづくり出前講座（防災関係）
 - 防災に関する出前講座を希望される場合は、危機管理課にご相談下さい。
（内容：過去の災害状況、地域の危険箇所、呼びかけ避難、避難の重要性・タイミング等）

お願い

- 各個人や自主防災組織で出水期までに防災対策を行ってください。減災を図りましょう！
 - 自宅周辺や地域の水路、河川の状況を観察し必要に応じて、清掃等を行ってください。
 - 土嚢袋などを準備し、必要な場所に事前の対策をお願いします。
- 自主防災組織 ※未結成の地区についてもご確認ください
 - （各地域毎の）避難所開設・運営・閉鎖にご協力ください。
避難所の状況は役場本庁（0826-72-2111）へ随時ご連絡ください。
 - 地域の避難所開設、防災情報を地域単位で放送できます。
（自主防代表者の方へお伝えください。）
「ペーシング放送 082-208-2222 の活用について（総務課資料）」をご参照ください。
 - 自主防災組織設立を検討されておられましたら、危機管理課にご相談ください。

お知らせ

警戒レベルととるべき行動

レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1
-----<警戒レベル4までに必ず避難！>-----			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・注意報（気象庁）
1	今後気象状況悪化 のおそれあり	災害への心構えを高める	早期注意情報（気象庁）

※1 市町が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

- ✓ 危険な場所を確認（安全な場所までの避難経路を含む）
（行動）①水路に泥やゴミが溜まっていたら除去する ②避難経路を確認する
- ✓ 情報取得（使いやすいものを普段から使っておく）
（行動）①きたひろ情報アプリ・公式 LINE 等を活用する ②広島県防災 Web を確認する
- ✓ 避難情報発令 → 安全な場所へ避難
（行動）①事前に安全な場所を確認する ②避難時に助ける人・助けてもらう人を確認する

個別避難計画（令和7年度末までに優先する避難行動要支援者個人ごとに作成）

個別避難計画は、災害時に一人では避難することが困難な方（避難行動要支援者）が、いつ・どこに避難するか、誰が支援するか、避難するときどのような配慮が必要かなどをあらかじめ記載した避難計画で、避難行動要支援者ごとに作成します。

下図は、個別避難計画と避難支援の関係をイメージしたものです。

個別避難計画は平常時に名簿情報を踏まえて作成します。

災害時は、この計画にもとづき、避難行動要支援者の避難支援が行われます。

その後、避難先では、計画内容を踏まえた生活支援が行われます。

○避難行動要支援者

- ①（在宅の）身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方
- ②（在宅の）療育手帳^ア またはAの交付を受けている方
- ③（在宅の）精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- ④（在宅の）難病疾病がある方
- ⑤（在宅の）介護保険の要介護5または4の方
- ⑥（在宅の）その他避難支援が必要と認められる方

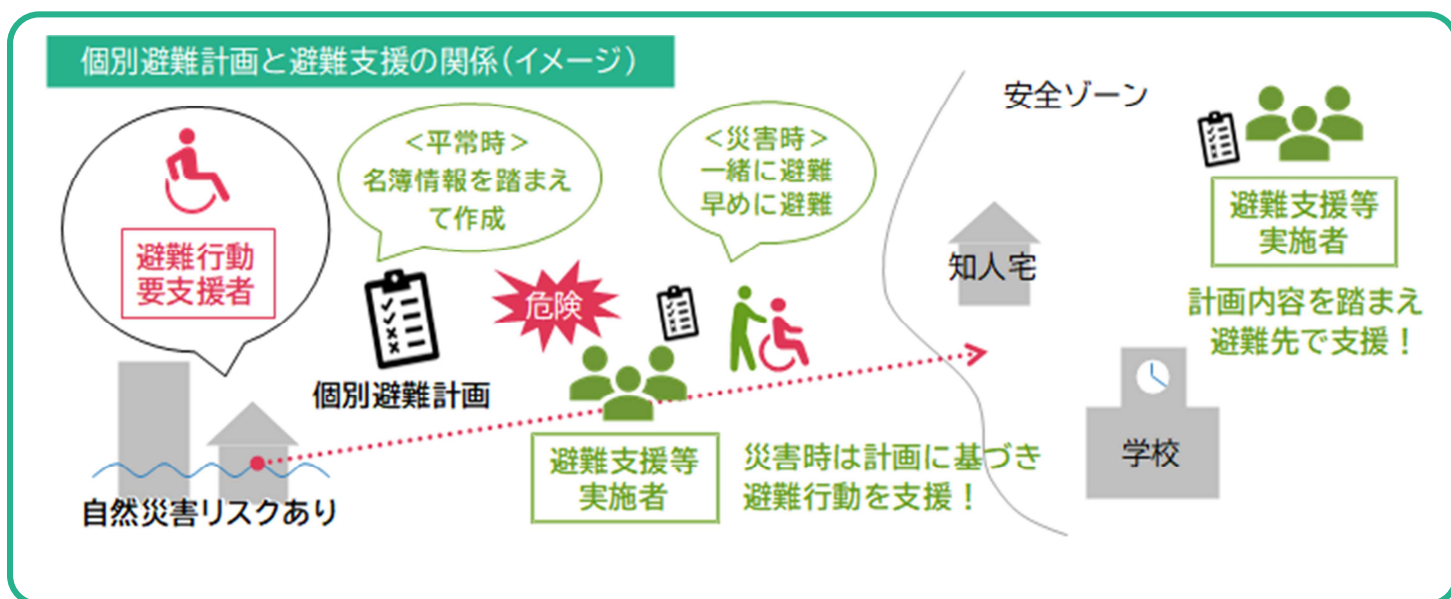
○個別避難計画は真に避難支援が必要な方

次の3点を考慮のうえ優先度を決めて、個別避難計画を作成

- ・「本人居住場所の自然災害リスク」土砂災害警戒区域、浸水想定区域
- ・「心身の状況」
- ・「居住実態」

○計画は、本人が作成、家族が作成、又は地域、自主防災組織、消防団及びケアマネージャー等の関係がある方の支援を受けて作成します。

○支援者は、ご自身や、ご家族の安全を最優先にいただき、支援者が行う避難支援等はできる範囲でご協力いただくことで問題ありません。



【令和6年度主要事業】

今年度は、千代田地域の寺原地区（小谷）と岩戸地区（東山）で現地調査をする予定です。また昨年度より継続して、千代田地域は、川井地区（大槇ヶ平）、大朝地域は大朝地区（中山・金堀）の地籍調査事業を実施します。

なお、寺原地区に於いては、新しい地籍調査方法（航測法を用いた地籍調査手法）を実施します。

【依頼事項】

○地籍調査事業推進のお願い

現在、令和7年度以降の地籍調査をおこなう地区の選定作業を行っています。

地籍調査は、土地の境界を明確にし今後の土地活用を円滑に行うため、また、子や孫へ明確な土地を残すために必要な事業です。このため地籍調査が済んでいない地区の皆様からのご要望・ご協力をお願いしています。

【地籍調査の条件】

- ①対象地は、過去地籍調査をおこなっていない地区。
- ②北広島町および広島県のホームページにある「北広島町洪水・土砂災害ハザードマップ」の災害警戒区域に、調査地の字の一部が入っていること。
（※現在、災害警戒区域以外の山林は、国からの予算認定が困難な状況です。）
- ③山林に精通し調査に協力していただける地籍調査推進員を10名程度、選出していただけるようお願いします。
- ④地籍調査は、事業開始から登記完了まで約3～4年かかることをご了承してください。

【事業採択】

- ①前述の【条件】に該当する土地であるか、かつ事業が実施可能かどうかを判断し採択します。
- ②国県などの予算により着手順位を決めさせていただきます。

【資 料】

（単位：km²）

	面積	調査対象面積	調査済面積	進捗率
芸北地域	253.63	244.57	244.57	100.0%
豊平地域	130.66	130.35	124.22	95.3%
大朝地域	90.50	90.28	59.68	66.1%
千代田地域	171.45	171.36	55.35	32.3%
計	646.24	636.56	483.82	76.0%

新しい地籍調査について

○ 調査手法について

- (1) リモセン法：リモートセンシング技術（航空測量）を用いた地籍調査
 傾斜、面積等の条件により杭を打つことが困難な地区においては、安全面の観点から町界、大字界のみ立会調査による杭の打設を行い、その他の土地については、各種参考資料（リモートセンシングデータ等）を基に作成した筆界案の確認を集会所等で実施する。

(2) リモセン法調査内容



令和6年度北広島町 町税等の納期

年	月	納期限		町県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康 保険税	後期高齢者医療 保険料
		月日	曜日					
令和6年	4						(4月年金特徴)	(4月年金特徴)
	5	5月31日	(金)		1期	全期		
	6	7月1日	(月)	1期			(6月年金特徴)	(6月年金特徴)
	7	7月31日	(水)		2期		1期(普徴)	1期(普徴)
	8	9月2日	(月)	2期			2期(普徴) (8月年金特徴)	2期(普徴) (8月年金特徴)
	9	9月30日	(月)		3期		3期(普徴)	3期(普徴)
	10	10月31日	(木)	3期			4期(普徴) (10月年金特徴)	4期(普徴) (10月年金特徴)
	11	12月2日	(月)		4期		5期(普徴)	5期(普徴)
	12	12月25日	(水)				6期(普徴) (12月年金特徴)	6期(普徴) (12月年金特徴)
令和7年	1	1月31日	(金)	4期			7期(普徴)	7期(普徴)
	2	2月28日	(金)				8期(普徴) (2月年金特徴)	8期(普徴) (2月年金特徴)
	3	3月31日	(月)				9期(普徴)	

* 普徴(普通徴収) : 口座振替又は納付書払い

* 特徴(特別徴収) : 年金からの天引き

町税や使用料などの納付

① 口座振替による納付

本庁・各支所または町内の金融機関に備え付けの申込用紙に記入し、振替希望の金融機関で手続きをしてください。

② コンビニ納付

納付書にバーコードが印刷されている場合に納付できます。(1件30万円以下に限る)

③ スマートフォン決済アプリによる納付

納付書のバーコードを利用する場合・・・PayPay・LinePay・PayBのみ利用可能

※納付書のQRコードを利用する場合・・・上記以外のアプリでも利用可能

※地方税お支払いサイトで納付・・・クレジットカード、インターネットバンキングなども利用可能

ただし、※の納付方法は、固定資産税、軽自動車税(種別割)、町・県民税、国民健康保険税のみ、利用できます。

○詳しいことは、税務課(☎0826-72-7351)へお問い合わせいただくか、北広島町HPに掲載の【町税や使用料などの納付】の項目をご覧ください。

みなさん、 不動産を相続したら、 登記ですよ！

令和6年4月1日、相続登記の申請義務化

- 相続又は遺贈によって不動産を取得した相続人は、相続したことを知った日から**3年以内**に相続登記の申請をしなければなりません。
- 令和6年4月1日より**前に発生した相続**も対象です。
- 正当な理由がないのに申請を怠った場合、10万円以下の**過料**の適用対象に。



詳しくはこちら

□相続登記申請は、**司法書士**に相談・依頼できます。

広島司法書士会 総合相談センター(電話相談無料、面談相談(要予約)初回無料)

広島 082-511-7196

福山 084-926-4654

北部(三次) 0824-63-2217

江田島 082-224-1313

広島司法書士会ホームページ

<https://www.shiho-hiro.jp/> ➔



□**法務局ホームページ**の登記申請に関する情報もご覧ください。

https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000001_00014.html ➔



同じ戸籍を何回も
求められる…

そんなあなたに!

法定相続情報一覧図が便利です。

相続が発生すると、預貯金の払戻し、年金手続、登記申請、相続税の申告、車の名義変更など、手続ごとに戸籍謄本などを提出しなければなりません。

そこで、法定相続人の一覧図を作成し、必要な戸籍謄本などと一緒に法務局に提出すると、その後、法務局が無料で何度でも当該一覧図の写しを交付します。この写しは、上記のような手続において、戸籍謄本などに代わる証明書として扱われます。お問い合わせは、お近くの法務局まで



詳しくはこちら

相続で、もめて
ほしくない…

そんなあなたに!

自筆遺言書を法務局で保管します。

せっかく書いた遺言書も、自分で保管していると、紛失や改ざんのおそれがあります。また、家庭裁判所の検認が必要なため、時間がかかります。

そこで、法務局で自筆の遺言書をお預かりします。

お預かりした遺言書は、裁判所の検認が不要となり、遺言者が亡くなられたときは、遺言者が指定した相続人等に通知されるため、確実で安心です。お問い合わせは、お近くの法務局まで

遺言書
ほかんガル



詳しくはこちら

相続しても
使わない…

そんなあなたに!

相続した土地を国が引き取ります。

相続しても活用されない土地が「所有者不明土地」の予備軍になっています。

そこで、令和5年4月27日から、相続で取得した土地の所有権を国庫に帰属させる「相続土地国庫帰属制度」が始まりました。

対象となる土地には要件があり、法務局の審査が必要です。

また、審査手数料と管理のための負担金を納付する必要があります。

お問い合わせは、広島法務局(本局)まで



詳しくはこちら

法務局	電話番号
広島法務局 (本局)	082-228-5201(代表) FAX 082-502-0202
可部出張所	082-812-2548
廿日市支局	0829-31-0164
東広島支局	082-422-2338
呉支局	0823-21-9289
尾道支局	0848-23-2882
福山支局	084-923-0102
三次支局	0824-62-2504



各法務局の
詳しい住所などは
こちら



不動産登記推進
イメージキャラクター
- 14 「トウキツネ」
“広島ご当地モデル”

【令和6年度主要事業】

○健診の実施

- ・今年度から、予約専用電話 050-3647-9559 平日9時～17時を設けました。
- ・電話予約のほか、申込書の提出、WEB予約（24時間可）により、申込を受付けます。
- ・集団健診は、春6月13日～6月21日、7月3日、秋9月30日～10月19日の間、実施します。
- ・医療機関健診は、令和7年3月31日までの期間、ご都合に合わせて特定健診（基本健診）、がん検診が受けられます。申込受付は令和7年2月28日までです。
- ・年に1回、定期的に健診を受けてご自身の生活習慣を見直し、健康管理に努めましょう。



きたひろ健診
WEB予約サイト
QRコード

○消費生活・法律・弁護士相談所開設

		消費生活相談室				法律相談所（予約制）		弁護士相談所（予約制）	
開設時間		10:00～16:00				13:00～16:00		9:30～12:00	
		開設日				開設日		開設日	会場
相談員		消費生活相談員				司法書士		弁護士	
令和6年	4月	4	11	18	25	4	18		
	5月	2	9	16	23	2	16	23	人権・生活総合相談センター
	6月	6	13	20	27	6	20		
	7月	4	11	18	25	4	18	25	芸北文化ホール
	8月	1	8	22	29	1	22		
	9月	5	12	19	26	5	19	26	役場 大朝支所
	10月	3	10	17	24	3	17		
	11月	7	14	21	28	7	21	28	役場 豊平支所
令和7年	12月	5	12	19	26	5	19		
	1月	9	16	23	30	9	23	30	人権・生活総合相談センター
	2月	6	13	20	27	6	20		
	3月	6	13	27		6	21	27	人権・生活総合相談センター
相談会場		北広島町人権・生活総合相談センター						上記の会場となります	

※ 消費生活相談は、電話での相談もできます。（木曜日）
専用電話 (0826) 72-5571

相談・予約等に関するお問合せ先
北広島町人権・生活総合相談センター
☎ (0826) 72-5020

【令和6年度主要事業等】

1 新規事業「北広島町TNR補助金」について

飼い主のいない猫（野良猫）の繁殖を抑制し、周囲に対する危害または迷惑を未然に防止するとともに、不幸な野良猫の数を減らすため「TNR活動」を行う個人、行政区等の団体に、手術に要する費用の一部を補助します。

- ・「TNR活動」とは、飼い主のいない猫を捕獲器等で捕獲し、不妊手術又は去勢手術（以下「手術」という。）を受けさせ、元の場所へ戻す活動です。実施した猫の耳にはV字カットされます。（T(トラップ)捕まえる・N(ネクター)不妊手術させる・R(リリース)元に戻す）
- ・猫1匹につき、5,000円を上限
- ・県の交付決定を受けたのち実施します。（申請時期は別途お知らせします。）

2 継続事業「北広島町ゼロカーボントウンの実現にむけた取組」について

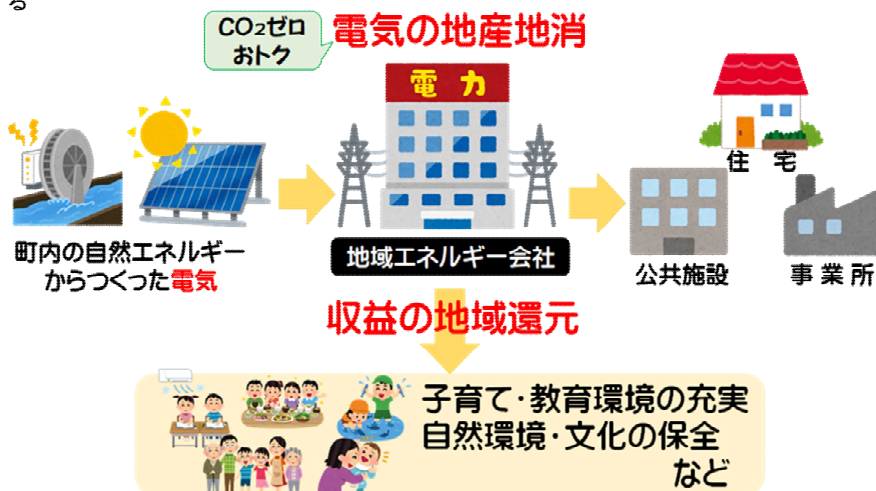
<令和6年度のおもな取組>

- (1) 昨年度に引き続き、町民・事業者の再エネ・省エネを推進するため、「北広島町ゼロカーボントウン推進加速化補助金」を実施します。（令和6年5月13日募集開始予定）
- (2) 町内で作った電力を町内の施設に供給し、得られた収益を町の「子育て・教育環境の充実、自然環境や文化の保護等に活用するため、「一般社団法人 北広島町地域エネルギー会社」を設立します。★別紙アンケートにご協力ください。

北広島町地域エネルギー会社のイメージ



- ◎ 町が主体となった地域エネルギー会社（自治体新電力とも言われる）を設立し、太陽光や水、森林などの自然資源から電気や熱を作り出し、地域内で消費する「エネルギーの地産地消」に取り組む
- ◎ 地域エネルギー会社の運営で得られた収益は、町の子育て・教育環境の充実、自然環境や文化の保全等に活用する



- (3) 国は、地域の課題を解決し、住民の暮らしの質の向上とカーボンニュートラルの両立を目指す「脱炭素先行地域」を全国100カ所のモデル地域を選定することとしており（73選定済）、本町でも、その認定に向けて計画策定に取り組んでいます。計画では、芸北・大朝・千代田・豊平の地域の一部エリア内で「子育て・教育」をテーマに先行事例を創出します。

3 今後の火葬場の整備方針について

令和5年度、北広島町火葬場整備検討委員会を立ち上げ、今後の火葬場の整備方針を検討し、「北広島町火葬場整備計画」を策定しました。

現在、町内には3つの火葬場が設置、運営されていますが、

○老朽化が進んでいる施設の維持管理にこれから多額の経費が必要と想定されること

○人口減少、地域で執り行っていた葬送から近親者のみで行う家族葬への葬送習慣の変容などから、将来にわたって3施設を維持していくことは困難であるとして、次の整備方針としました。

【北広島町火葬場の整備方針】

○火葬場は町内1ヶ所に集約します。

○当面は、比較的新しい千代田地域の慈光苑を活用することとし、要望の多い待合環境等を整備した上で、光寿苑（豊平地域）と浄寿苑（芸北地域）の2施設を閉鎖します。

○将来的に、慈光苑の設備の大規模更新や老朽化等による施設の建替が必要となる時期において、新たな火葬場の設置に向けての協議・検討を行います。

表 火葬場の概要


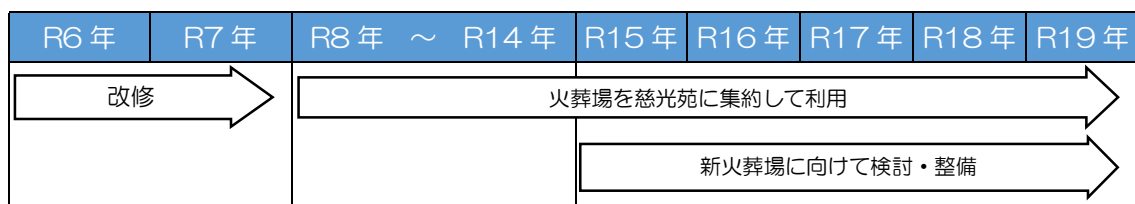
施設名	浄寿苑（芸北）	慈光苑（千代田）	光寿苑（豊平）
外観			
設立年	昭和51（1976）年	平成20（2008）年	平成9（1997）年
延床面積	93㎡	289㎡	209㎡
火葬炉数	1炉	2炉	1炉
待合室	なし	1室	1室
平均火葬件数 (H30～R4年度)	約35件/年	約185件/年	約55件/年

図 想定する整備スケジュール



※火葬炉の耐用年数を30年で想定

※慈光苑の改修が終わった時点で、浄寿苑・光寿苑の火葬場は閉鎖予定

※浄寿苑及び光寿苑で大きな修繕があれば時期を待たずに順次閉鎖する

TNR補助金、はじめました

— 北広島町TNR活動にかかる猫不妊及び去勢手術費補助事業 —

飼い主のいない猫の繁殖を抑制することで、周囲に対する危害または迷惑を未然に防止するとともに、不幸な野良猫の数を減らし、人と動物が共生できるまちづくりを目指します。

※**TNRとは**…野良猫の繁殖を抑え、数を減らすことを目的に、猫をT(トラップ)捕まえて・N(ニュート)不妊手術を行い・R(リターン)元に戻す活動です。

○対象：**飼い主のいない猫の不妊去勢手術費**

飼い主のいない猫であることの確認（近隣への聞き取り等）は申請者に行っていただきます。

○申請者：北広島町に住民登録がある**個人** 北広島町に本拠を置く**住民団体**

○補助額：**最大5千円**（手術を受けた猫1匹につき）

予算限度額に達した時点で受付を終了します。

○手続き：**手術前に申請が必要**です。

事前に北広島町環境生活課環境管理係までお問い合わせください。

○申請書類：申請書（様式第1号）・誓約書（様式第2号） 添付書類（手術する猫の写真・生息区域の位置図）等

○受付期間：**6月1日～**（県補助金の申請状況により多少前後することがあります）



↓補助金の詳細はこちら（町のHP）



【お問い合わせ先】
北広島町
環境生活課環境管理係
TEL：0826-72-7365

※猫は正しく飼いましょう。

不妊去勢手術を行い、迷子になっても大丈夫なよう**首輪をつけて**、**屋内で**飼いましょう。

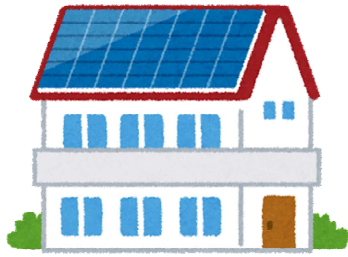
令和6年度 ゼロカーボンタウン推進加速化補助金

本町では、令和4年度に策定した「北広島町地球温暖化対策実行計画～北広島町ゼロカーボンタウン推進計画～」を推進するため、**地球温暖化を引き起こす二酸化炭素排出量を削減すること**を目的として、町民のみなさんや町内の事業者を対象に、太陽光発電設備や蓄電池の導入、省エネ機器（高効率な給湯、空調、照明）の設置等を支援します。

【補助例】(対象となる事業は裏面をごらんください。)

太陽光とセットで導入可！（単体導入は不可）

【太陽光発電設備】

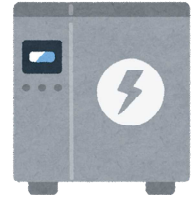


《個人》 補助額：7万円/kW
 上限：70万円/件
 《事業者》 補助額：5万円/kW
 上限：1,000万円/kW



【蓄電池設備】

補助額：蓄電池の1/3
 上限：個人25万円/件
 事業者300万円/件



または

【エコカー】

・電気自動車、
 ・プラグインハイブリッド自動車
 補助額：定額（裏面参照）



事業のおもな要件

- （1）二酸化炭素の排出の削減に効果がある事業であること。
- （2）整備する設備は商用化され、導入実績があるもの。また、中古設備は交付対象外とします。
- （3）事業全体の費用効果が25万円/t-CO₂を超える部分は、交付対象事業費から除外します。
- （4）施工は専門業者のみが行うこととし、DIY施工等は対象外とします。
- （5）補助対象設備ごとに、別途要件があります。

※交付決定前にすでに設備を導入された場合は、補助の対象外です。

補助対象（申請者）のおもな要件

- （1）北広島町に住民票がある個人又は町内に事業所をもつ事業者で、居住する住宅や使用している事業所、もしくは同一敷地内の建物（土地）に設置すること。（リース設置可）
- （2）申請者及び使用者（リース相手方）が町税その他町の徴収金の滞納がないこと。

申請受付期間・募集要領及び申請書の入手方法

令和6年5月13日(月) ～ 令和6年9月30日(月)

※募集要領及び申請書は、北広島町ホームページからダウンロードしてください。

※申請書は郵送（書留等）、持参又は電子メールにより提出してください。

※先着順で順次採択を行います。交付決定前に、導入しないようご注意ください。

※募集期間内でも予算額に達した時点で受付を終了することがあります。



問合せ・申請窓口

北広島町環境生活課 環境管理係 ※窓口相談の際は事前にご連絡ください。

〒731-1595 北広島町有田1234番地

Tel.0826-72-7365 Eメール:zero@town.kitahiroshima.lg.jp

【補助対象一覧】※赤字は昨年度からの変更点

補助対象設備	個人設置	事業者設置
太陽光発電設備 *固定価格買取制度(FIT)で売電するものは対象外	住宅(新築・既存住宅) 補助額 7万円/kW ※パネル容量とパワーコンディショナ容量のどちらか小さい値 上限 70 万円/件	事業所(新築・既存事業所) 補助額 5万円/kW ※パネル容量とパワーコンディショナ容量のどちらか小さい値 上限 1,000 万円/件
蓄電池設備	住宅(新築・既存住宅) 補助率 蓄電池の1/3 上 限 25 万円/件 4,800Ah・㎾相当の kWh 未満:15.5 万円/kWh(工事費込み・税抜き)の 1/3 ※太陽光発電設備と同時導入	事業所(新築・既存事業所) 補助率 蓄電池の1/3 上 限 300 万円/件 4,800Ah・㎾相当の kWh 以上:19 万円/kWh(工事費込み・税抜き)の 1/3 ※太陽光発電設備と同時導入
エコカー(電気自動車・プラグインハイブリッド自動車)	補助額 蓄電容量×1/2×4万円/kWh + 50 万円 上 限 経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(CEV 補助金)」の銘柄ごとの補助金交付額 + 50 万円 ※太陽光発電設備と同時導入	
充放電設備	補助率 1/2 上 限 40 万円/件 ※太陽光発電設備及び電気自動車等と同時導入	
木質バイオマス熱利用設備	補助率 2/3 上 限 50 万円/件 (事業所の上限なし)	
高効率空調機器	補助率 1/2 上 限 10 万円/件	補助率 1/2 上 限 40 万円/件
高効率給湯機器	補助率 1/2 上 限 20 万円/件	
高効率照明機器	—	補助率 1/2 上 限 200 万円/件
既存住宅断熱改修	補助率 1/3 高性能建材(ガラス・窓・断熱材・玄関ドア) 上 限 戸建住宅:120 万円/戸(このうち玄関ドアは上限5万円/戸) 集合住宅:15 万円/戸(玄関ドアを改修する場合は上限 20 万円/戸)	—
新築 ZEH	補助額 55 万円/戸	—

よくある質問

Q1. 町内でお願いできる事業者はどこですか？

A1. 北広島町商工会で町内の工事が可能な事業者をリスト化して公表していますので参考にしてください。
なお、この届出事業者以外の事業者を選定して事業を行うこともできます。

Q2. 別荘に設備を導入しようと思いますが補助金を申請することができますか？

Q2. 住民票を置いて居住していることが条件になりますので、別荘は補助金対象外です。ただし、別荘を活用して賃貸業、宿泊業等を行っている場合は、事業者として補助金を申請することは可能です。

Q3. 事業を実施した後、何かすることがありますか？

Q3. 補助金で導入した設備は、法定耐用年数が定められているので処分に制限があります。
また、設備によっては複数年実績等の報告(モニタリング)の必要があります。

ごみを資源に！地域の宝に！～みんなで創る「ごみゼロのまち」～

資源ごみリサイクル町民総ぐるみ運動

北広島町では、リサイクル意識の向上、ごみの減量化を図ることを目的に、「資源ごみリサイクル町民総ぐるみ運動事業」を展開しています。事前に登録された団体が集めた資源ごみの量に応じて、助成金を交付しています。

古紙、アルミ缶、スチール缶などを団体に集めてリサイクルすれば団体の活動資金となり、ご家庭で使用指定ごみ袋が必要なくなります。

家庭ごみを資源にし、ごみを減らして、「ごみゼロのまち」北広島町を目指しましょう！

対象期間

令和6年4月から令和7年3月

対象団体

行政区、子ども会、女性会、PTA、振興会、などの住民団体

対象品目

- ◎古紙（新聞・雑誌・ダンボール等・ざつ紙）
- ◎アルミ缶 ◎スチール缶 ◎ペットボトル ◎衣類
- ◎廃食油 ◎びん類



助成金額

団体が集めた資源ごみを回収業者へ引き渡し、業者の発行した計量伝票の重量に、

1kgにつき7円を乗じて得た額を助成します。

（助成金額 = 資源ごみの量(kg) × 7円(計量伝票の1キログラム未満の重量は切り捨てる)

【収集実績】

平成26年度	423 t
平成27年度	423 t
平成28年度	396 t
平成29年度	393 t
平成30年度	402 t
平成31年度	413 t
令和2年度	383 t
令和3年度	375 t
令和4年度	366 t
令和5年度(3/25時点)	300 t

合わせて、

地域の皆様が資源ごみを分別して出せる拠点を設置管理できる団体を募集しています！
(資源ごみ分別拠点回収モデル事業)

～資源ごみ分別拠点回収モデル事業の内容～

■対象団体

回収コンテナの設置、および管理をしていただける団体

※設置場所については、団体でご用意していただくか、町有地等の活用となりますのでご相談ください。

■対象品目

資源ごみリサイクル町民総ぐるみ運動事業と同じ※回収品目についてはご相談ください。

■補助について

- ・資源ごみリサイクル町民総ぐるみ運動事業により（7円/kg）を交付します。
- ・必要資材を提供します。（分別用コンテナ・分別標識など）

■活動団体（令和5年度末現在）

- ・特定非営利活動法人 INE OASA ・社会福祉法人みぶ福祉会（ぴいぱぶ） ・小木次部落
- ・阿坂資源ゴミ回収グループ ・川小田結いの里づくりの会 ・琴庄親和会

【令和6年度主要事業等】

1 農畜産物ブランド化の推進

(1) 日本一美味しいお米コンテスト・第3回全日本お米グランプリ in 北広島町開催事業

【開催目的】

古くから稲作文化が息づくこの北広島町で、全国規模のお米グランプリを開催し、全国の米生産者が交流を通じて切磋琢磨しあえる場を創造するとともに、生産した米の品質を競う場を創出し、良質米の生産に取り組む意欲の向上を図ることにより、国内産米の品質を底上げし、米の消費拡大を図るとともに、生産者と消費者の思いを繋ぎ合わせ、消費者に安心・安全な美味しいお米を提供していくことを目的としています。

【大会スケジュール等 (予定)】

○応募申込等	8/1～9/2
	機械審査部門 先着 500 点
	食味審査部門 先着 200 点 (拡充)
○機械審査 (1次審査)	10月中旬～11月上旬
○食味審査 (1次審査)	11月上旬
○機械・食味審査 (2次審査)	11月上旬～11月中旬
○最終審査	12/1 (日) 北広島町まちづくりセンター
○表彰等	グランプリ、準グランプリ、金賞、 銀賞、表彰米の販売等



【その他】

第2回大会における町内産米受賞結果 (令和5年12月3日開催)

- ・金賞3点 (コシヒカリ・あきたこまち、いのちの粳)、銀賞8点 (コシヒカリ6点・あきろまん、ひとめぼれ)
- ・大会開催と合わせて、北広島町産米のPR等の「北広島町お米発信プロジェクト」の取組により、「米どころ北広島町」の取組を進すすめていきます。

2 農業を支える基盤づくり

(1) 生活環境被害防止対策事業

野生鳥獣による人身被害及び生活環境被害の防止を図るため、出没抑制対策等の生活環境被害防止対策事業に要する必要な経費に対して、補助金を交付します。

【交付対象】

野生鳥獣を誘引するおそれのある幹の直径が概ね15cm以上の果樹 (柿又は栗) の伐採。補助金の交付対象者は、事業を実施する地区の代表者。

【補助金の額】

果樹の伐採に要した経費の2分の1。(ただし、1本あたり上限2万円)

※各地域で対象果樹等がある場合は、必ず伐採前に申請し、交付決定を受けてください。

希望がある場合は、農林課又は各支所産業建設係までお問合せください。

(2) ウッドチップパー貸出事業について

里山整備等の森林の保全活動等における林地残材の処理 (枝葉及び竹をチップ化処理等) に利用する場合、小型ウッドチップパーの貸出を行います。

【貸出機械】

クローラ自走式、処理可能径 (最大14cm)、軽トラでの運搬可能 ※保管場所 千代田地域

【貸出手続きについて】

①農林課へ事前相談⇒②利用申込 (2週間前に申込) ⇒③決定通知⇒④貸出 (最大2週間) ⇒⑤返却 (清掃及び燃料「レギュラーガソリン」満タンで返却)

※使用料は無料です。貸出後異常が発生した場合、修繕費用を負担いただく場合があります。

希望がある場合は、農林課までお問合せください。

農山村体験推進事業

令和6年度は県内小学校の体験活動16校、国内の修学旅行12校、海外からは韓国からの受け入れを予定しています。

本町の自然豊かな農山村生活体験を通じて健全な青少年の育成に寄与すると共に、受け入れ地域の元気づくり、地域経済の活性化に取り組みます。

《依頼事項》

民泊受入について、新型コロナウイルス感染症の流行により受入れ事業を中断しました。その間、受入されるご家庭の状況の変化や受入れに対する意欲の低下などにより、民泊受入家庭数が減少しております。教育民泊の受入を始めるために特に新たな投資等は必要ありませんので、本事業を継続していくために是非とも受入家庭へのご登録にご理解とご協力をお願いします。農山村体験推進協議会としても受入家庭の増加に向けた説明会等を開催してまいりますので、積極的なご参加をお願いします。また、詳しい説明をお聞きになりたい場合は、お気軽に商工観光課又は観光協会へお問い合わせください。

併せて、本年度も上記のように多くの児童、生徒を受け入れます。地域の皆様にも歓迎していただきますようご理解とご協力をお願いします。

《資料》

【山海島体験活動（県内小学生）】

NO	種別	学校数	児童数	泊数	受入期間
1	町内小学校	8校	111名	2泊3日	6/4～7/12
2	町外小学校	8校	312名	2泊3日 1泊2日	7/22～1/31
	合計	16校	423名		

【体験型修学旅行（県外からの受入）】

No	種別	地域	生徒数	泊数	受入期間
1	小学校 1校	大阪府	100名	1泊2日	5/27～5/28
2	中学校 10校	石川県・神奈川県・ 大阪府・東京都	693名	1泊2日	5/14～9/27
		東京都・長崎県	160名	2泊3日	10/3～11/1
3	高校 1校	茨城県	80名	1泊2日	11/17～11/18
計	12校		1,033名		

【体験型修学旅行（海外からの受入）】

No	国	団体	生徒数	泊数	受入期間
1	韓国	韓国大学生訪日団	86名	2泊3日	6/29～7/1

※4月10日現在の予定です。

豊かな人間性と文化を育み、 一人一人がともに輝く義務教育の実現



1. 第2次北広島町義務教育振興基本計画の推進

【義務教育目標】

- ①安心・安全な教育環境の確保
- ②ふるさとを愛し、誇りをもつ心を育てる
- ③健康でたくましい児童生徒を育成する
- ④心豊かな児童生徒を育成する
- ⑤確かな学力を育成する

【義務教育の方向性】

- (1) 「体、徳、知」で“北広島の子ども”を育む
- (2) 学校と地域が一体となって“北広島の学びの場”を支える

2. コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の展開

*コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域の皆さんが共に知恵を出し合い、学校運営に反映させることで、一緒に協働しながら子供達の豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めて参ります。

豊平学園、大朝小中学校、壬生小学校、八重小学校、芸北小中学校、八重東小学校、本地小学校、新庄小学校、千代田中学校の全校を指定しています。

3. 地元高校支援事業

*地元の高校を支援することで若者定住や地域振興を図ります。学校存続のための魅力アップ支援や下宿支援、公営塾、クラブ活動の支援を行います。

4. 安全・安心な教育環境の整備

- *学校給食センター建設事業：大朝・千代田地域小中学校に2学期から供用開始
- *大朝小学校新庄小学校統合に向けた大朝小学校改修設計・改修工事
- *GIGAスクール構想（児童生徒一人一台端末、超高速インターネット及び無線LANを活用した「新しい学び」）の展開

【資料】北広島町小中学校児童生徒数

令和6年度北広島町小中学校児童生徒数(見込み)

令和6年4月1日 現在

学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	学級数
芸北小学校	8	5	10	7	8	12	50	6
大朝小学校	15	9	7	16	7	9	63	8
新庄小学校	0	4	4	5	4	6	23	5
八重小学校	37	19	30	21	28	31	166	9
八重東小学校	22	11	18	14	19	15	99	8
壬生小学校	24	18	25	23	15	24	129	9
本地小学校	9	15	7	10	9	10	60	7
豊平学園(前期)	15	19	11	20	20	19	104	8
小学校計	130	100	112	116	110	126	694	60
芸北中学校	9	10	10				29	5
大朝中学校	15	10	5				30	3
千代田中学校	76	82	88				246	11
豊平学園(後期)	16	21	17				54	6
中学校計	116	123	120				359	25
合計							1,053	85

※児童生徒数及び学級数には特別支援学級を含む

(凡例)

小学校中 は複式学級

	区分	小学校	中学校
	単式学級	第1学年～第4学年	35人
第6学年以上		40人	
複式学級	第1学年を含む場合	8人	8人
	第1学年を含まない場合	16人	

5. 北広島町ふるさと夢プロジェクト事業

若者定住事業の一環として～夢を持ち、ふるさとを知り、ふるさとを愛し、将来ふるさとに住みたい、ふるさとに貢献したい子どもの育成～を目的に実施する。北広島町で「こんなことができる、こんなものもできる」と思える魅力ある事業を行い、子どもたちに町の魅力を再確認させ、将来「北広島町に住みたい、北広島町のために貢献したい」と思える子どもの育成を図る。

○小学校事業：町内お宝発見ツアー（４年生）



宿泊体験活動（５年生）



夢実現講演会（６年生）



○中学校事業：キャリア教育（そば打ちクラブ、茅プロジェクト等）

○各学校区事業

6. 家庭教育支援事業

地域の実態に則した体験活動を実施することにより、地域を含めた教育力向上や支援事業を行う。

○放課後子ども教室

○親プロ推進事業

7. 放課後児童クラブ運営事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業終了後・土曜日・長期休業日等に、子どもの生活の場を提供し、健全な遊びや、いろいろな体験を通して、健康かつ情操豊かな児童の育成を図る。

○公立児童クラブ

- ・千代田放課後児童クラブ（登録児童数 82人）
- ・壬生放課後児童クラブ（登録児童数 57人）
- ・八重東放課後児童クラブ（登録児童数 43人）
- ・本地放課後児童クラブ（登録児童数 25人）
- ・大朝放課後児童クラブ（登録児童数 35人）

○私立児童クラブ

- ・芸北児童クラブ（登録児童数 29人）
- ・ふたば児童クラブ（登録児童数 23人）
- ・都谷児童クラブ（登録児童数 29人）
- ・みなみ児童クラブ（登録児童数 24人）

8. 2020年東京オリンピックホストタウン推進事業

2021年に開催された、東京オリンピックでホストタウン事業として、ドミニカ共和国柔道代表選手の事前合宿受入や、ドミニカ共和国を応援したことがきっかけとなり、北広島町とドミニカ共和国選手団及び関係者との友好が深まった。東京オリンピック終了後もドミニカ共和国との友好関係を継続・発展させることとし、2025年開催の大阪万博での交流についても検討する。

9. 芸術文化振興事業

○第17回鬨光記念北広島町児童生徒自画像展

これまでの小・中学校、高校に定着した成果を土台に、児童・生徒の芸術に出会い親しむ足がかりとして開催し、親から子へと2代、3代と引き継がれる美術イベントを目指す。

10. 文化財保護、収蔵庫等管理運営事業、高原の自然館事業

○伝承館、歴史館、自然館活用事業（別表）

別表 生涯学習主要イベント予定一覧

開催時期	行 事 名	会 場	内 容
4月13日(土)	千町原の草原保全活動	芸北八幡	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
4月20日(土)	雲月山の山焼き	芸北雲月山	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
4月23日(日)	大湊山の植物観察会	芸北大湊山	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
4月28日(日)	庭園鑑賞会	万徳院跡歴史公園・ 吉川元春館跡歴史公園	万徳院春を食べるかい！と共催
4月29日(祝)	霧ヶ谷湿原で小型サンショウウオを観察しよう	芸北八幡	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
5月3日(祝)	山焼き後の雲月山植物観察	芸北雲月山	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
5月5日(祝)	サクラソウのモニタリング	芸北	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
5月19日(土)	史跡ハイキング	浄必寺跡	町内の遺跡について解説を受けながら歩く
5月12日(日)	ブナ林の野鳥観察会	芸北	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
5月12日(日)	オオハンゴンソウの駆除活動	芸北	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
5月18日(土)	高岳の植物観察会	芸北	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
5月25日(土)	可愛川水生動物観察会： オオサンショウウオを観察しよう	千代田	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
6月1日(土)	龍頭山の野鳥観察会	豊平龍頭山	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
6月2日(日)	壬生の花田植	壬生の花田植特設会場	
6月4日(火) ～6日(木)	夢プロ 町内民泊 (5年生対象)	町内民泊	芸北小
6月9日(日)	日山城跡草刈りイベント	日山城・浄必寺跡	日山城跡の整備イベント
6月15日(土)	モリアオガエルの繁殖を観察しよう	芸北	認定NPO法人西中国山地自然史研究会

教	育	課
---	---	---

6月19日(水) ～21日(金)	夢プロ 町内民泊 (5年生対象)	町内民泊 せどやま市場	壬生小・豊平小
6月22日(土)	八幡湿原の植物観察会	芸北八幡	認定NPO法人西中国山地自然史 研究会
6月23日(日)	霧ヶ谷湿原の昆虫観察会	芸北八幡	認定NPO法人西中国山地自然史 研究会
6月26日(水) ～28日(金)	夢プロ 町内民泊 (5年生対象)	町内民泊 せどやま市場	新庄小・八重東小・本地小
6月30日(日)	千町原の植物観察会	芸北八幡	認定NPO法人西中国山地自然史 研究会
7月7日(日)	ブッポウソウの観察会・ 巣箱づくり	芸北	認定NPO法人西中国山地自然史 研究会
7月10日(水) ～12日(金)	夢プロ 町内民泊 (5年生対象)	町内民泊 せどやま市場	大朝小・八重小
7月20日(土)	ササの観察会	芸北	認定NPO法人西中国山地自然史 研究会
7月21日(日)	滝山川の水生動物観察 会：カワシンジュガイと アブラボテを見つけよう	芸北	認定NPO法人西中国山地自然史 研究会
8月3日(土)	昆虫を捕まえて観察して みよう	芸北	認定NPO法人西中国山地自然史 研究会
8月24日(土)	霧ヶ谷湿原夜の昆虫観察 会	芸北八幡	認定NPO法人西中国山地自然史 研究会
8月25日(日)	標本教室昆虫編	芸北	認定NPO法人西中国山地自然史 研究会
8月31日(土)	八幡湿原の植物観察会	芸北八幡	認定NPO法人西中国山地自然史 研究会
9月7日(土)	ムササビの観察会	芸北	認定NPO法人西中国山地自然史 研究会
9月16日(祝)	霧ヶ谷湿原の植物観察会	芸北八幡	認定NPO法人西中国山地自然史 研究会
9月21日(土)	深入山の植物観察会	安芸太田町	認定NPO法人西中国山地自然史 研究会
9月25日(水)	夢プロ ロケット講演会 (6年生対象)	千代田運動公園	夢を実現し宇宙開発に携わる植松 努氏の講演とロケット作成・打上げ

10月6日(日)	苅尾山の植物観察会	芸北	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
10月20日(日)	戦国まつり 2024	吉川元春館跡歴史公園	安芸吉川会
11月9日(土)	石器の観察会	芸北	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
11月10日(日)	八幡高原の野鳥観察会	芸北八幡	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
11月23日(祝)	千町原の茅刈り	芸北八幡	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
11月30日(土)	きたひろ芸能発表会	交流センター紫の里	町民による芸能発表会
1月11日(土)	冬を生きる動物の生態	芸北	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
1月12日(日)	令和7年北広島町成人式	交流センター 紫の里 (千代田開発センター)	北広島町出身者及び在住者の成人式
2月2日(日)	雪原のトレッキング	芸北	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
3月2日(日)	早春のトレッキング	芸北	認定NPO法人西中国山地自然史研究会
通年	夢プロ ふるさと探検 (4年生対象)	町内	各小学校

- ・ 芸北民俗芸能保存伝承館企画展
 - 4月 「花田植関連展示」
 - 6月 「壬生の花田植」
 - 7月～8月 「戦時下の暮らし」
 - 11月～12月 「たぬきときつね お話からみる冬の暮らし」
- ・ 戦国の庭歴史館企画展
 - 11月 狐ヶ崎写し作成関連事業